

やまがた社会貢献基金(正式名:山形県社会貢献活動促進基金)

平成 28 年度 協働助成事業

【一般型】

募集要項



やまがた社会貢献基金

Yamagata Social Contribution Fund

目 次

■ 一般型

○募集要項	・・・ 1
○平成 28 年度やまがた社会貢献基金協働助成事業（一般型） 県政課題一覧表	・・・ 7

■ 応募書類様式

○応募書類様式	・・・ 17
○応募書類記載例	・・・ 20

■ 協働助成事業 Q & A ・・・ 24

◆ 応募書類提出先・問合せ先

〒990-8570 山形市松波 2 丁目 8 番 1 号（山形県庁 6 階）

山形県企画振興部県民文化課 <担当：升川>

[電 話] 023-630-3157（直通）

[ファクシミリ] 023-624-9908

[電子メール] ybunka@pref.yamagata.jp

[ホームページ] <http://www.pref.yamagata.jp/kifu/>

やまがた社会貢献基金（正式名：山形県社会貢献活動促進基金）
平成28年度 協働助成事業（一般型） 募集要項

1 目的・趣旨

「やまがた社会貢献基金」は、誰もが安心して暮らせる住み良い地域社会を県民みんなでつくるため、社会や地域に貢献したいという思いを持った県民や企業等からの寄付金と県の拠出金で造成しました。

この基金を活用して、NPOと多様な主体が協働[※]しながら社会や地域の課題解決に取り組む社会貢献活動の企画提案を募集し、助成（補助）します。

※「協働」の意味

この募集要項でいう「協働」は、共通の目的を達成するために、各主体がお互いの特性を認識・尊重し合い、意思の疎通を図りながら、共通する領域の課題の解決に向けて協力・協調する関係をいいます。

2 募集する事業

下記の条件を満たす企画提案を募集し、優れた提案を選定して補助します。

(1) 募集部門

次の2部門のうち、どちらか1部門を選択し、提案してください。

なお、応募は1団体につき1提案までとします。

- ① 自由提案部門：地域や社会の課題を踏まえNPOがテーマを設定
- ② 県政課題部門：県政課題を踏まえ県がテーマを設定

県政課題テーマ数：30（「県政課題一覧表」（P.7～16）を御参照ください。）

(2) 自由で先進的な発想や専門的なノウハウ等を活かした独自性の高い事業であること

(3) NPOと県との協働により実施される事業であること

① 提案する事業の協働の形態

協働の形態として下記のようなものが想定されます。最適と考える協働の形態もあわせて提案してください。

○ 県との協働の形態（例）

- ・「共催」・・・NPOと県が主催者となって、共同で一つの事業を行う。
- ・「実行委員会・協議会」・・・NPOと県で実行委員会・協議会等を構成し事業を行う。
- ・「事業協力」・・・NPOと県との間で、それぞれの特性を活かせるよう役割を分担し、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を行う。
- ・「情報の提供」・・・NPOと県が互いに持っている情報を提供し、共有しあいながら事業を行う。
- ・「後援」・・・NPOが行う事業に対して県が名義後援を行い、事業を行う。

② 提案する事業の担当課

NPOと県とが協働し、効果的に事業を実施するため、提案する事業の内容について、応募前に担当課と相談のうえ、企画提案してください。

なお、県政課題部門の担当課については、別紙「県政課題一覧表」を御参照ください。

なお、次に該当する事業は応募できません。

- ① 社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業
 - ・ 営利を目的とする事業
 - ・ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
 - ・ 政治、宗教に関わる事業
- ② 国や県、市町村の他の事業により補助又は委託を受けている又は受ける見込みの事業
- ③ 過去にやまがた社会貢献基金の助成を受けた団体において、同様の事業で2カ年度助成を受けた実績のある事業

3 事業実施期間

事業の採択決定日から平成29年2月28日まで

4 補助件数・金額

(1) 補助件数：12件程度

- ① 自由提案部門 3件程度
- ② 県政課題部門 9件程度

(2) 補助金額：1件あたり50万円以内

※ 補助金の額は、次の①に規定する補助対象経費の合計額から②に規定する参加料収入など補助事業によって得た収入を除いた額と、50万円とを比較して、いずれか低い額以内の額とします。

※ 補助総額は予算の範囲内となるため、採択に際して、事業費を査定する場合があります。

① 補助対象経費

事業実施に直接要する次の経費

区分	内容
謝金	外部講師やコンサルタント等に係る謝金（ただし、一人当たり10万円以内）
旅費	職員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費
印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
消耗品・材料購入費	材料・消耗品等の購入費（ただし、単価5万円未満のものに限る。）
通信運搬費	宅配・郵送料等

区 分	内 容
調 査 等 委 託 費	専門機関への調査等委託に要する経費など（ただし、補助対象とできる額は補助金額の2割以内）
保 険 料	ボランティア保険等
使 用 料	会議室等の賃借料及びリース・レンタル料
人 件 費	事業に従事した分の職員の給料手当、臨時職員の賃金、社会保険料等（ただし、補助対象とできる額は補助金額の3割以内）
そ の 他	その他知事が必要と認める経費

※ なお、次の経費は補助対象外となります。

- ・ 財産形成につながる工事請負費、備品購入費（単価5万円以上の物品等）
- ・ パソコン、プリンター等汎用性の高い機器等の購入に係る経費
- ・ 飲食代等の食糧費 等

② 補助事業による収入

参加料収入や補助金で作成する印刷物の頒布収入など事業実施による収入

5 応募団体の資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当する団体とします。

(1) 次に掲げる要件のすべてを満たす団体（法人格の有無を問わない）

- ① 主として社会貢献活動を行う民間の団体であり、県内で原則1年以上にわたり継続的に活動していること
- ② 主たる事務所の所在地及び活動を行う主たる区域が山形県内であること
- ③ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること
- ④ 大学のサークル等の学生団体については、事業実施に関して顧問の指導監督が得られること
- ⑤ 県税その他租税を滞納していないこと
- ⑥ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと
- ⑦ 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制法による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと
- ⑨ 団体の役員が全員が次に該当しないこと
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 破産者で復権を得ないもの
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ・ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ・ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者
 - ・ 設立認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から2年未満の者

(2) 山形県社会貢献活動促進基金実施要領に基づき団体支援助成事業の実施団体として登録されているNPO法人又はボランティア団体

6 応募方法

所定の用紙に必要な事項を記入のうえ、山形県企画振興部県民文化課まで、郵送又は持参ください（郵送の場合は締切当日必着）。

(1) 募集期間

平成28年2月29日（月）から3月22日（火）まで

(2) 提出書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、提出してください。

※ 応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

※ 提案書及び様式各号は、山形県ホームページからダウンロードできます。

① 平成28年度協働助成事業（一般型）企画提案書

② 事業計画書（様式第2号）

③ 収支予算書（様式第3号）※積算内訳の分かる資料（任意様式）を含む

④ 添付書類

イ 団体の定款・規約・会則等

ロ 最新の役員名簿

ハ 現年度の団体の事業計画及び予算書

ニ 前年度の団体の決算書

ホ その他参考資料（団体を紹介した新聞記事など）※A4判片面3枚まで

※ ホチキス止めはしないでください。募集期間経過後の提出書類の追加・差替はできません。

7 審査方法

(1) 審査機関

「やまがた社会貢献基金運営委員会」における審査を経て、県が補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

(2) 審査方法

公開プレゼンテーション審査会（一般公開の場で、応募団体から運営委員に対して事業企画を説明していただきます）における公開審査を踏まえ決定します。

・ 公開プレゼンテーション審査会を欠席した場合は、公共交通機関の運行停止等やむを得ない場合を除き、失格となります。

・ 応募者多数の場合、書面による事前審査を行う場合があります。

・ 審査の結果については、応募のあったすべての団体にお知らせします。

【公開プレゼンテーション審査】

① 日時 平成28年4月下旬（予定）

※ 応募状況に応じて、日程を変更する場合があります。

② 場所 山形市内（詳細な場所は決まり次第、応募団体へお知らせします。）

※ プレゼンテーションでは、応募者の希望により、Microsoft パワーポイント及び windows メディアプレイヤーを使用できます。

(3) 選考ポイント

自由提案部門	県政課題部門
①事業の公益性・必要性 提案されたテーマ及び事業は、社会に必要なものか、社会の公益増進に資するか。	①テーマとなった県政課題の解決への貢献度 県政課題の解決に資する事業計画、内容となっているか。
②NPOならではの独創性・先進性 課題の解決を図る手法等には、他の模範となるような独創性や先進性があるか。	同 左

自由提案部門	県政課題部門
③協働の必要性 課題解決のために協働という手法をとることが適当か。	同 左
④事業の実現可能性 団体には、計画を実現できるだけの体制があるか。提案された事業手法等は十分に実現可能なものか。	同 左
⑤事業の計画性（継続性・発展性） 今後も自立的に継続して行われる事業か。 今後発展が見込まれる事業か。	同 左
⑥積算内容の妥当性 費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。	同 左

8 助成事業の流れ

①事業の公募	平成28年2月29日（月）から3月22日（火）まで
②事業の審査	<p>【書類確認】 3月 提出書類の確認</p> <p>【公開審査】 4月下旬（予定）公開プレゼンテーション審査会</p> <p>※ 応募者多数の場合、書面による事前審査を行う場合があります。</p>
③採択決定通知	<p>5月（予定）※採択決定日以降の事業実施となります。</p> <p>※県政課題部門への提案団体においては、県政課題提案課と連携を取り、確実に事業計画等を共有してください。</p>
④事業実施説明会	<p>5月（予定）</p> <p>協働事業実施にあたっての注意事項等を説明</p>
⑤補助金の交付申請	5月（予定）
⑥補助金の交付決定	7月（予定）
⑦事業実施	<p>事業の採択決定日～平成29年2月末（終期は各事業により異なる）</p> <p>採択された事業計画書に沿って事業を実施</p> <p>※ 資金計画に応じ概算払いをすることができます。</p> <p>※ 終期は、交付決定日以降とします。</p>
⑧実績報告・精算払	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後15日以内又は平成29年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出 ・実績報告を精査後、補助金を精算 <p>※県政課題部門の提案団体においては、県政課題提案課と確実に事業実績の把握・共有を行ってください。</p>
⑨成果報告	<p>平成29年度中（予定）</p> <p>成果を広く県民に公開するために、成果報告会を開催</p>

(1) 情報公開への同意

審査過程の「公正性」「透明性」を高めるため、提案事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果をホームページ等により公表します。また、公開プレゼンテーション審査会の際には、提案事業の概要書を資料として来場者に配布するほか、県庁各課にも情報提供を行います。

(2) 選定された団体の義務

① 別途定める「山形県補助金等の適正化に関する規則」及び「山形県NPO活動促進補助金交付要綱」の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。

② 県政課題部門の提案団体においては、協働助成事業の採択後に、県政課題提案課と連携を取り、確実に事業計画等を共有してください。また、採択後に県が開催する「事業実施説明会」に必ず出席し、要綱等を把握のうえ事業を行ってください。

また、事業実施後に、県政課題提案課と確実に事業実績の把握・共有を行ってください。

③ 事業実施後は、事業評価を行い活動報告書の作成を行うとともに、成果報告会(平成29年度中に開催予定)に出席いただき、成果を報告していただきます。

・報告会を通じNPOに対する県民の認識を高めるとともに、NPOの事業運営能力の向上を図ります。

④ 事業実施中及び終了後に、「やまがた社会貢献基金」の普及啓発に協力していただきます。

(普及啓発の例)

・報道機関に対する実施事業の積極的な情報提供

情報提供に際しては、やまがた社会貢献基金協働助成事業として実施する事業であること等を明示する。

・事業参加者に対するやまがた社会貢献基金に係るパンフレット等の配布

⑤ 「やまがた社会貢献基金」は県民や企業等からの寄付により運営していることから、県の寄付募集活動の実施にあたり、事業実施団体として協力いただく場合があります。また、団体としても積極的に寄付募集の取組みをお願いします。

(3) 県担当課との協働

本事業は「県との協働事業」として募集します。事業応募時に提出する「事業計画書(様式第2号)」は、具体的な協働形態・内容が分かるように記載してください。また、採択された場合は、県の担当課と緊密に連携を取りながら事業を実施するよう、十分留意して下さい。

(4) 補助事業の実施に係る前提条件

補助金の交付決定は、平成28年度当初予算の県議会での成立が前提となりますので、ご了承願います。

平成28年度やまがた社会貢献基金 協働助成事業（一般型）「県政課題一覧表」

課 題	課題の趣旨	具体例（協働形態）	担当課	担当者
1 若者や中高年世代の ボランティア・NPO活 動への参加促進	<p>少子高齢化の進展や県民ニーズの多様化により、ボランティアやNPOが果たす役割は重要となっています。</p> <p>そこで、大学生を中心とした若者や団塊の世代を含めた中高年世代がボランティア・NPO活動に参加するきっかけとなるような事業の提案を募集するものです。</p>	<p>①ボランティア意識の啓発やボランティア・NPOの活動紹介等を行うイベント等の開催（共催、情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p> <p>②NPO実践者等との交流会の開催（共催、情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p> <p>③NPO見学会の開催（共催、情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p>	企画振興部 県民文化課	<p>県民活動推進専門員 歌丸 琴子</p> <p>023-630-2122</p>
2 NPO活動基盤の充 実・強化による公益活 動の推進	<p>多様化する地域社会の課題を解決するには、行政だけの対応では困難になっており、NPOの柔軟かつ機動的な対応や地域の実情に即したきめ細かい活動に大きな期待が寄せられています。</p> <p>しかし、人材や資金の不足等から、十分な活動を展開できないNPOも見受けられます。</p> <p>このため、地域や社会の課題解決に取り組むNPOの活動基盤の充実・強化により活動の活性化が図られ、社会全体の利益の増進につながるような提案を募集するものです。</p>	<p>①運営組織強化への支援（人材育成、資金獲得等）（共催、情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p> <p>②認定NPO法人制度の普及（共催、情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p> <p>③評価システム（自己評価、第三者評価など）導入への支援（共催、情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p>	企画振興部 県民文化課	<p>県民活動推進専門員 歌丸 琴子</p> <p>023-630-2122</p>
3 災害時におけるボラ ンティアやNPO等による 円滑な支援活動の実 施	<p>本県では2年連続して水害が発生し、県内外から多くのボランティアが被災地に駆け付け、被災者の生活復旧にあたりました。今後も起こりうる災害に備え、被災地の早期復興に寄与する災害ボランティア活動を行う人材や災害ボランティアに関する専門的知識を有する団体の育成など、災害時の支援活動が円滑に行われるような事業の提案を募集するものです。</p> <p>※災害ボランティア：大規模災害発生時に、救援活動や復興支援にボランティアが参加することで、行政では十分な対応が困難な部分や、被災者の膨大かつ多様なニーズへの柔軟な対応を図るもの。</p>	<p>①災害ボランティア活動に参加する際の基本的な注意事項等を学ぶ研修会の開催（共催、情報の提供）</p> <p>②災害時のボランティア活動や防災について日頃から取り組んでいる団体等を対象とした、被災者の多様なニーズに対応できる専門的知識を学ぶ研修会の開催や訓練の実施（共催、情報の提供）</p> <p>③災害ボランティア活動経験のある県内及び近隣県の団体等による活動ノウハウや資機材整備状況などの情報共有を図るための意見交換会の開催やネットワークづくり（共催、情報の提供）</p>	企画振興部 県民文化課	<p>県民活動推進主査 鏡 明子</p> <p>023-630-2122</p>

課 題	課題の趣旨	具体例（協働形態）	担当課	担当者
<p>4 オープンデータの利活用 の推進</p>	<p>行政が保有するデータを民間企業等が自由に利用・加工できるように公開する「オープンデータ」が全国的に広まっております。一部の自治体では、公開したデータを民間企業が利活用し、県民サービス向上につながるアプリケーションを開発するまでになっており、将来的には官民協働した行政サービスの提供や、経済の活性化等が期待されているところです。</p> <p>本県でも県のホームページで公開しているデータの一部について「オープンデータ」として公開していますが、その利活用は進んでいない状況です。</p> <p>そこで、県民サービスの向上に繋がるようなオープンデータの利活用に向けて提案を募集するものです。</p> <p>※ アプリケーション：アプリケーションソフトウェアの略称で、特定の目的や作業のために開発され、使用されるコンピュータ等を動作させるための命令や手順、データの集まりのこと。</p>	<p>①アプリケーションの開発（情報の提供） ②アイデアソンやハッカソンの開催（後援、共催、公の財産の提供（会議室等の貸与）） ③オープンデータの取組みに係る連携（意見交換、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p> <p>※ アイデアソン：特定のテーマについてグループ単位でアイデアを出し合い、それをまとめていく形式のイベント。アイデア（Idea）とマラソン（Marathon）を合わせた造語。 ※ ハッカソン：数名で構成されたグループが短期間でソフトウェア等の開発・改良をし、その完成度を競うイベント。ハッキング（Hacking）のHachとマラソン（Marathon）を合わせた造語。</p>	<p>企画振興部 情報企画課</p>	<p>主事 石井 達也 023-630-3197</p>
<p>5 県内における多様な働き方（テレワーク）の導入に向けた実態把握について</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスや出産や育児といったライフステージに応じた多様な働き方が実施されていますが、情報通信技術を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方としてテレワークが注目されています。</p> <p>本県においてもテレワークの県内での導入に向けて産学官が連携し検討していくところですが、県内企業における実態を把握する必要があります。</p> <p>そこで、県内企業での導入状況や課題等を把握するための提案を募集するものです。</p>	<p>①県内企業のテレワーク導入実態に係るアンケート調査の実施（情報の提供、意見交換、公の財産の提供（会議室等の貸与）） ②①の調査結果の集計、分析（情報の提供、意見交換、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p>	<p>企画振興部 情報企画課</p>	<p>情報企画主査 高橋 祐史 023-630-3197</p>
<p>6 地球温暖化対策における省エネ住宅の普及</p>	<p>温室効果ガス削減に向けては、民生部門（家庭・業務）での取組みが進んでいないことから、住宅の省エネ化が喫緊の課題となっております。</p> <p>住宅については、平成25年省エネ基準が義務化されるが、省エネ住宅の理解を進める必要があることから、企画を募集するものです。</p>	<p>①省エネ住宅の市民講座（後援、協議会） ②省エネ住宅の相談（情報の提供、協議会） ③省エネ住宅の断熱診断（情報の提供、協議会）</p>	<p>環境エネルギー部 環境企画課</p>	<p>地球温暖化対策主査 鈴木 千夏 023-630-2336</p>

課題	課題の趣旨	具体例（協働形態）	担当課	担当者
<p>7 東日本大震災に伴い 本県に避難された避難 者に対する支援</p>	<p>東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響は大きく、本県には、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされています。 県境を越えた避難生活が長期化している現状を踏まえ、避難者の個別・多様化したニーズ等に応じた、NPOならではの避難者支援の取組みを募集するものです。</p>	<p>① 避難者と県民又は避難者同士の交流やコミュニティづくりのためのお茶会、ままカフェなどの交流会の開催（共催、情報の提供、企画立案への参加、事業協力） ② 避難者の子どものための学習支援（寺子屋等）やスポーツ教室の開催（共催、情報の提供、企画立案への参加、事業協力） ③ 避難者の子どもの一時的預りなどの子育て支援（共催、情報の提供、企画立案への参加、事業協力） ④ 避難者の悩みや困り事に対する相談窓口の設置や相談対応などの支援（共催、情報の提供、企画立案への参加、事業協力） ⑤ 県内への定住支援に関する情報提供などの支援（共催、情報の提供、企画立案への参加、事業協力）</p>	<p>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 危機管理課復興・避難者支援室</p>	<p>復興・避難者支援主査 鈴木 智之 023-630-3100</p>
<p>8 原子力発電所事故に伴う被災県から本県への週末保養等に対する支援</p>	<p>福島第一原子力発電所事故に伴う放射線の影響を心配して、被災県から隣県である本県への週末保養等を希望される方々が多い状況にあります。 本県の豊かな自然と文化、県民のあたたかいおもてなしによる、NPOならではの週末保養等の取組みを募集するものです。</p>	<p>①週末や夏休み等を利用したの県内保養プログラムや宿泊場所の提供（公の労力の提供、情報の提供、企画立案への参加、事業協力）</p>	<p>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 危機管理課復興・避難者支援室</p>	<p>復興・避難者支援主査 鈴木 智之 023-630-3100</p>

課題	課題の趣旨	具体例（協働形態）	担当課	担当者
<p>9 消費生活出前講座などの啓発活動の推進</p>	<p>消費生活相談窓口の周知や消費者被害防止のための消費生活講座などの啓発活動については行政で実施していますが、行政でカバーしきれない小規模な団体や一般消費者に対し、草の根的な啓発効果を及ぼすことが必要です。</p> <p>また、平成24年12月に施行された消費者教育推進法においては、行政とNPOなど幅広い主体が連携して消費者教育を行うこととされています。</p> <p>そこで、NPOならではのアイデアで消費者教育に取組み企画を募集するものです。</p>	<p>①県民への消費生活相談窓口の周知や消費者被害防止のための消費生活出前講座の企画・実施（情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p> <p>②消費者教育の推進のための県民向けセミナーの開催（情報の提供、公の財産の提供（会議室等の貸与））</p> <p>③各種イベント等の機会を活用した効果的な消費者教育、啓発活動（情報の提供）</p> <p>④年代別や地域・学校等その場に合った消費者教育の教材の作成（情報の提供）</p>	<p>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 くらし安心課</p>	<p>消費者行政企画主査 石澤 美喜 023-630-3101</p>
<p>10 地域ぐるみの子育て支援</p>	<p>少子高齢化が進む中、子育てを支える力として、山形県の特徴である三世同居や近居による世代間での支え合いや、地域ぐるみでの子育て支援が期待されています。</p> <p>地域の中老年層が子育て支援に参加するきっかけづくりや、子育て・孫育て中の親世代・祖父母世代が交流し、子育ての悩みを分かち合う場を提供することにより、地域の子育て支援に必要な人材の育成や、子育てのストレス・不安の解消を図るための企画を募集するものです。</p>	<p>①子育て支援の取組みへの地域の中老年層の参加を促す活動（情報の提供、後援）</p> <p>②体験活動を通じた地域の中老年層と子育て中の親子との継続的な交流活動（情報の提供、後援）</p> <p>③子育て・孫育て中の家族が気軽に、日常的に交流できる場づくり（情報の提供、後援）</p> <p>④自治会等の地域団体と子育て支援団体との連携による子育て支援の取組み（情報の提供、後援）</p>	<p>子育て推進部 子育て支援課</p>	<p>主査 莊司 宏二 023-630-3345</p>

課題	課題の趣旨	具体例（協働形態）	担当課	担当者
11 結婚を応援する気運づくり	<p>少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化が加速しており、更なる出会いの機会創出により、婚姻数を増やす必要があります。</p> <p>婚活をあまり前面に出さずに未婚男女が気軽に参加できる勉強会や地域を元気にする活動等の交流会を実施することで、自然な出会いの創出につなげる取組みを募集するものです。</p>	<p>独身男女が気軽に参加できる勉強会や交流会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源（特産物、伝統芸能、自然等）を活用して地域を元気にするための勉強会 ・他県の未婚女性に山形の良さを知ってもらうための交流会など <p>（後援、公の労力の提供（PR等））</p>	<p>子育て推進部 子育て支援課</p>	<p>少子化対策専門員 菊地 千恵子 023-630-2668</p>
12 子どもの貧困対策の推進	<p>子どもの6人に1人が貧困状態にあるといわれており、その解決のためには、生活・子育て支援をはじめ、保護者の就労の問題、子どもの教育支援など、幅広い取組みが必要です。</p> <p>世代を超える危険性が高い子どもの貧困問題の負の連鎖を断ち切るため、その第一歩となる具体の行動について、NPOの自由な発想の企画を募集するものです。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①貧困な状態に置かれている子ども等に対する学習支援（補助金、情報の提供） ②貧困問題を抱える子どもや親の居場所づくり（補助金、情報の提供） ③貧困な状態にある子どもや親への相談対応（情報の提供、意見交換） ④子どもの貧困問題について、県民の意識を高めるための普及啓発事業（情報の提供、後援、共催等） 	<p>子育て推進部 子ども家庭課</p>	<p>課長補佐 小室 邦秀 023-630-2008</p>

課 題	課題の趣旨	具体例（協働形態）	担当課	担当者
13 受動喫煙防止対策の推進	<p>受動喫煙防止対策を健康長寿日本一実現プロジェクト事業の重要な柱の一つに位置付け、受動喫煙のない地域社会づくりを推進するため、「やまがた受動喫煙防止宣言」を制定し、県民をあげて受動喫煙防止対策に取り組み、健康長寿日本一の実現を目指しているところです。</p> <p>そこで、受動喫煙防止対策を進めるための事業について企画を募集するものです。</p>	<p>①事業所等を対象とした受動喫煙防止宣言を普及するための活動（後援、共催、情報の提供）</p> <p>②飲食店等における受動喫煙防止対策を普及するための活動（後援、共催、情報の提供）</p> <p>③子ども等に対する喫煙の健康被害の理解を普及させるための活動（後援、共催、情報の提供）</p>	健康福祉部 健康長寿推進課健康づくりプロジェクト推進室	健康づくり推進専門員 伊藤 京子 023-630-2313
14 身体機能の維持・向上、介護予防の推進	<p>ロコモ予防体操の実施等による健康づくりや介護予防の取組みを推進し、健康寿命を伸ばすため、ロコモ予防に取り組んでいます。若いうちからのロコモ予防の重要性について、幅広い年代に対して普及啓発を図るため、NPOならではの視点による企画を募集するものです。</p>	<p>①ロコモ予防についての普及・啓発（後援、共催、情報の提供）</p> <p>②ロコモ予防体操「花の山形しゃんしゃん体操」の普及（後援、共催、情報の提供）</p>	健康福祉部 健康長寿推進課健康づくりプロジェクト推進室	主査 木村 真由美 023-630-2919
15 高齢者の居場所づくりの推進	<p>いわゆる団塊の世代が65歳以上となり、地域で生活する高齢者が増加しています。高齢者の8割程度は介護を必要としない元気な高齢者であり、元気な高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活を継続するためには、多様な交流や活動ができる居場所が必要です。</p> <p>そこで、地域に密着したNPOならではのアイデアを募集するものです。</p>	<p>①子どもや若者と交流できる居場所の設置（情報の提供）</p> <p>②軽スポーツなど介護予防につながる活動をおこなう居場所の設置（情報の提供）</p> <p>③空き家や空き店舗を活用した高齢者の交流スペースの設置（情報の提供）</p> <p>④元気な高齢者による見守り活動（情報の提供）</p> <p>⑤関係市町村への情報提供（情報の提供）</p>	健康福祉部 健康長寿推進課	主査 高橋 裕人 023-630-2197
16 高齢者向け生活支援サービスの創出	<p>高齢者が在宅での生活を継続するためには、ゴミ出し等の家事援助、定期的な見守りなどの生活支援サービスを充実させる必要があります。</p> <p>そこで、地域に密着したNPOならではの効果的な取り組みを期待し、募集するものです。</p>	<p>①高齢者を対象とした見守りを兼ねた共同宅配や配食サービスの実施（情報の提供）</p> <p>②高齢者を対象とした家事援助サービスの実施（情報の提供）</p> <p>③小学生から元気なお年寄りまで多様な担い手による見守り活動の実施（情報の提供）</p> <p>④関係市町村への情報提供（情報の提供）</p>	健康福祉部 健康長寿推進課	主査 高橋 裕人 023-630-2197

課題	課題の趣旨	具体例（協働形態）	担当課	担当者
17 障がい者の社会参加の推進	<p>障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人とない人が共生する社会の実現を目的に、平成28年4月1日から障害者差別法が施行され、また、障がいを理由とする差別の解消に関する条例の施行も予定しております。</p> <p>このような状況を踏まえ、共生する社会の実現に向け、県民一体で取り組む、普及啓発となる企画を募集するものです。</p>	<p>①県外から障がい者を呼び込むバリアフリーツアーの企画（負担金・補助金、公の労力の提供（情報の提供や発信））</p> <p>②障がい福祉サービス事業所が営む飲食店や障がい者が生産した商品を取扱う商店のマップ作成（負担金・補助金、公の労力の提供（情報の提供や発信））</p> <p>③イベントや各種セミナーなどを活用した普及啓発活動（負担金・補助金、公の労力の提供（情報の提供や発信））</p>	健康福祉部 障がい福祉課	課長補佐（障がい福祉支援担当） 大江 敏宏 023-630-2679
18 デザインを活用して新しい価値を生み出す「ものづくり」の推進	<p>ものづくり産業は、価格の優劣勝負で海外に押される一方、社会の成熟に伴うニーズの多様化への対応も求められています。こうした中で本県の競争力を高めるためには、製品の差別化を図っていくことが不可欠であり、本県企業の高い技術力に、感性を意識したデザインを加えることで、真似のできない新しい価値を生み出していくことが重要です。</p> <p>そこで、ものづくりにデザインが一層活用されていくための効果的なアイデアを募集するものです。</p>	<p>①経営者や開発責任者等にデザインを啓発するセミナーなど（後援、公の労力の提供（情報の発信））</p> <p>②次世代を担う児童生徒等にデザインを啓発するワークショップなど（後援、公の労力の提供（情報の発信））</p> <p>③デザインに関する人材その他の情報を発信する取組み（情報の提供、公の労力の提供（情報の発信））</p> <p>④デザインを活用した優れた県産製品を紹介する展示商談会出展など（情報の提供、公の労力の提供（情報の発信））</p>	商工労働観光部 産業政策課	産業企画主査 杉原 貴幸 023-630-2360
19 国際理解教育の促進	<p>本県を取り巻く社会経済情勢の急激なグローバル化に的確、迅速に対応し、次代を担う国際性豊かな人材の育成のためには、若い世代への国際理解教育が効果的であるが、県では人的、予算的な制約等もあり、必ずしも十分に進んでいるとは言えない状況です。</p> <p>そこで、国際的な活動をしているNPOの経験やノウハウ等を活かし、国際理解教育の促進を期待し、募集するものです。</p>	<p>①外国人による講演会、ワークショップ等の開催（公の財産の提供（会議室等の貸与）、公の労力の提供）</p> <p>②留学生との交流会（公の財産の提供（会議室等の貸与）、公の労力の提供）</p>	商工労働観光部 観光経済交流局 経済交流課国際室	国際企画主査 檜村 昭彦 023-630-2129
20 在住外国人が能力を発揮できる機会づくりの促進	<p>本県には、平成26年12月末現在で6,023人の外国籍住民のほか、外国出身で来日後に日本国籍を取得した方などが暮らしています。在住外国人の方々が、語学力や母国での経験、日本で学んだ知識などを、自らの能力開発だけでなく、地域の活性化に活かすことが求められています。</p> <p>そこで、在住外国人支援の活動をしているNPOの経験やノウハウ等を活かし、在住外国人が能力を発揮できる機会づくりの促進を期待し、募集するものです。</p>	<p>①在住外国人の能力開発のための研修会等の開催（公の財産の提供（会議室等の貸与）、公の労力の提供）</p> <p>②在住外国人の能力を活かせる活動機会の提供（公の財産の提供（会議室等の貸与）、公の労力の提供）</p>	商工労働観光部 観光経済交流局 経済交流課国際室	国際企画主査 檜村 昭彦 023-630-2129

課題	課題の趣旨	具体例（協働形態）	担当課	担当者
<p>21 「やまがた教育の日」の周知啓発と県民運動の促進</p>	<p>県教育委員会では、県民の教育に対する関心と理解を深め、社会全体で「教育を支える文化や風土」を育んでいくため、平成24年7月に「やまがた教育の日（11月第2土曜）」及び「やまがた教育月間（11月）」を定めました。</p> <p>この「やまがた教育の日」「教育月間」を広く知ってもらい、社会全体で教育を支える気運を醸成するため、地域で行う読育フェスティバルや、多世代の交流を生むスポーツ大会、伝統芸能を学ぶ講座の開催など、県民に親しまれる様々な分野から周知・啓発する企画を募集するものです。</p>	<p>①社会全体で教育を支える気運づくりとなるイベント等の開催 例：読育フェス、スポーツ大会、伝統芸能講座、地域を学ぶ取組み など （共催、後援、情報の提供、意見交換） ②「やまがた教育の日」周知ポスター・チラシ等の作成と頒布（委託、情報の提供、意見交換）</p>	<p>教育庁 総務課</p>	<p>企画調整主査 庄司 祐子 023-630-2692</p>
<p>22 博物館等と連携した文化振興活動の推進</p>	<p>本県には、全国に誇ることのできる歴史と豊かな精神文化が息づいています。また、県内の博物館・美術館・資料館等にはその結晶である多くの山形の宝が収蔵されており、その魅力をより効果的に発信していく必要があります。</p> <p>このため、博物館等が持つ収蔵品や資料について、未来を担う子ども達や県民、及び県外からの来訪者に対し、その理解を深められるような体験・学習の場づくりや、博物館等のイメージアップ、収蔵品等の魅力を伝える多様な企画を募集するものです。</p>	<p>①博物館等との共同型企画展の実施（情報の提供、後援） ②博物館等と連携した講演会等の開催（情報の提供、後援） ③博物館等と連携した体験イベント等の開催（情報の提供、後援） ④博物館等のイメージアップのためのガイドブック等の作成・配布（情報の提供、後援）</p> <p>※博物館等と実施に関する調整を行ったうえで応募することが条件となります。</p>	<p>企画振興部 県民文化課 教育庁 文化財・生涯 学習課</p>	<p>県民文化課 文化振興専門員 佐藤 征子 023-630-2903 文化財・生涯学習課 企画調整専門員 高橋 正浩 023-630-3341</p>
<p>23 少年自然の家等を拠点とした自然体験活動の推進</p>	<p>本県の雄大な海、山、川等の自然はふるさとの象徴であり、誇りです。県内の少年自然の家では、この自然環境を活かして、幼児から成人まで幅広い年齢層を対象に自然体験活動を実施しており、より多くの県民に利用いただくことで、自然の魅力を知り、ふるさとへの誇りと愛着を育みたいと考えています。</p> <p>このため、未来を担う子どもたちをはじめとするより多くの県民が、県内各地域の自然環境に親しみ、理解を深められるような少年自然の家等を拠点とした体験・学習や自然体験活動の魅力を伝える多様な企画を募集するものです。</p>	<p>① 少年自然の家の活動エリアでの体験活動の実施（共催） ② 自然体験活動を実践する指導者養成講座等の開催（公の財産の提供（会議室等の貸与）、後援） ③ 自然体験活動の普及・啓発を図るパンフレット等の作成と頒布（情報の提供、後援）</p>	<p>教育庁 文化財・生涯 学習課</p>	<p>青少年教育施設主査 田中 正浩 023-630-2831</p>

課 題	課題の趣旨	具体例（協働形態）	担当課	担当者
24 精神障がい者の地域生活の安定に向けた支援活動の実施	精神障がい者は、通院医療の自己負担軽減の医療制度や、各種手帳、障害年金や重度心身障がい者医療の申請など様々な手続を行い、サービスを受給することができません。現在、医療機関の医師や地域連携室の相談員が本人や家族に制度の説明をしています。精神障がいを抱えた方々は、そうした手続きに困難を感じ、申請に至らず諦めてしまい、経済的に困窮し医療中断や病気が再発してしまうケースが少なくありません。 そのため、精神障がい者が地域で安心して暮らせるように、各制度に繋ぐ支援を行うサポーターの養成や、精神障がい者に寄り添ったきめの細かい伴奏型支援等を実施する相談窓口の開設などの取組みを募集するものです。	① 精神障がい者・家族・支援者を対象とした各種サービス周知のセミナーの開催（負担金・補助金、公の労力の提供（情報の提供や発信）） ② 精神障がい者の支援者（サポーター）の養成講座（負担金・補助金、公の労力の提供（情報の提供や発信）） ③ 気軽に相談できる「障がいよろず相談所」の開設（負担金・補助金、公の労力の提供（情報の提供や発信）） ④ サービス申請随行支援（負担金・補助金、公の労力の提供（情報の提供や発信））	村山保健所 保健企画課 精神保健・感染症対策室	精神保健福祉専門員 安孫子 千佳 023-627-1184
25 伝統的な工芸や価値ある手工を地域の人・モノを新たにつなげることで再興し新たな業を地域に創出	農村部の産業の発展には、地域の特性や特徴を打ち出した取組みが重要となっています。そこで農村地域に存在していた伝統的な工芸やその価値が対外的に評価されていた手工芸品、民具などを再評価し、現在の地域の人・モノをつなげて再生・刷新することで、地域に新たな業が創出されるような事業を募集するものです。	①地域資源、工芸等の発掘・調査（情報の提供、補助金） ②地域資源（人・モノ）のネットワーク化（情報の提供、意見交換） ③工芸品・民具等のリノベーション（補助金） ④試作品の制作、発表、販売、評価（後援、委託、意見交換、公の財産（施設）・労力の提供） ⑤民芸を通しての国際交流・情報発信	最上総合支庁 地域振興課	地域振興専門員 喜嶋 康伸 0233-29-1236
26 地域の既存団体等が連携して進める「雪」を活用した取組みの推進	全ての市町村が特別豪雪地帯の指定を受ける最上地域では、冬期間豪雪に閉ざされ屋外での活動が制限される環境となり、地域活性化の活動が停滞しています。 については地域に存在する団体が連携協力することで、地域住民一人ひとりが運営に関わる事ができるような雪を活用した地域活性化の取組みを募集するものです。	① 既存団体の連携会議の設立（情報の提供、後援、公の財産の提供（会議室の貸与）） ② 活性化の取組みの検討（情報の提供、公の労力・財産の提供（会議室の貸与）） ③ 活性化の取組みの実施（補助金、公の労力・財産の提供（会議室の貸与）） ④ 連携協力体制の強化（人材育成、情報の提供、事業協力）	最上総合支庁 地域振興課	地域振興専門員 喜嶋 康伸 0233-29-1236
27 地域における文化芸術活動の継承	置賜地域は、歴史と文化に彩られた地域です。しかし、若年層の地域外転出等による人口減少社会にあって、それらを次世代に受け継いでいくことが困難になりつつあります。 そこで、伝統芸能等の地域の文化芸術や郷土の歴史等を子どもたちに伝えていく取り組みについての企画を募集するものです。	①地域の歴史や伝統芸能等に関するシンポジウム等の開催（情報の提供、後援、公の労力の提供（情報の発信）） ②文化芸術に関する参加型ワークショップの開催（情報の提供、後援、公の労力の提供（情報の発信））	置賜総合支庁 地域振興課	地域振興主査 安部 秀治 0238-26-6018

課 題	課題の趣旨	具体例（協働形態）	担当課	担当者
28 フラワー長井線の利用 拡大	フラワー長井線は地域の足として重要な役割を担っていますが、少子化や自動車社会が進行し、その影響により利用者が減少し、厳しい経営状況が続いています。このため、フラワー長井線沿線の地域資源や観光資源を活用した、新たな利用拡大のアイデアを募集するものです。	①地域住民に対する利用啓発活動（情報の提供） ②フラワー長井線を活用したイベントの企画、実施（情報の提供、公の労力の提供） ③駅舎等の美化活動・装飾の実施など（情報の提供、公の労力の提供）	置賜総合支庁 地域振興課	主査 大竹 利和 0238-26-6019
29 歴史の道等の土木資源 を活用した観光交流 の拡大	置賜地域には、先人が整備した道路や堤防等の歴史的な土木資源（土木遺産等）が数多く存在します。地域住民がこれらの土木資源の価値を再認識し、その資源を活用した主体的な取組みを行うことにより、地域の活性化や観光交流の拡大が期待されます。そこで、置賜地域に存在する歴史的な土木資源を活用し、観光交流の拡大を図る企画を募集するものです。	①土木資源周辺における環境整備（支障木伐採や草刈り等）（情報の提供、労力の提供） ②案内人の養成（情報の提供、労力の提供） ③パンフレット等の作成（情報の提供） ④観光交流拡大のための情報発信（情報の提供） ⑤現状の土木資源に関する記録を残し、未来に伝えるための活動（シンポジウムの開催等）（情報の提供、後援、公の財産の提供（会議室等の貸与））	置賜総合支庁 建設総務課	副主幹（兼）課長補 佐 多田 栄作 0238-26-2232
30 「第36回全国豊かな海 づくり大会～やまがた～」 の開催に向けた機運の 醸成	県では、平成28年9月10日・11日に開催される「第36回全国豊かな海づくり大会～やまがた～」の開催に向けた地域が一体となった取り組みを推進し機運の醸成を図るとともに、大会開催を契機とした水産業の振興と本県の魅力発信等による地域活性化を図ることを目的として、県内小学生等による「大会記念リレー放流」や、子ども達に魚を「見る・食べる・触れる」経験を提供し、森・川・海の結びつきや食について「考える」機会を提供する「子ども会議」等を実施しています。そこで、大会本番に向けより一層の地域の一体感と盛り上がりを創出するとともに、県内外から多くの招待者等をお迎えするにあたっての環境美化等の取組みを募集するものです。	①豊かな海づくりに向けた意識を普及させるパンフレット等の作成と頒布（情報の提供） ②県内外から招待者等を迎えるにあたっての会場周辺等における飾花や清掃活動などの実施（情報の提供）	庄内総合支庁 全国豊かな海 づくり大会推 進課	主査 小池 宏平 0235-64-0819

やまがた社会貢献基金
平成28年度協働助成事業(一般型)企画提案書

募集要項5に規定される応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、企画提案書を提出します。

県政課題 (番号・課題名)		※自由提案部門の場合は記入不要		
事業名				
事業費	総事業費	円		
	うち希望 補助金額	円		
申請者 【団体概要】	ふりがな			
	団体名	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 ←該当する方をチェックしてください。↓ 「やまがた社会貢献基金」の助成を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある(回) <input type="checkbox"/> ない		
	所在地	郵便番号		
		住所		
	代表者	役職名		
		ふりがな		
		氏名	印	
		活動開始年月	昭和・平成 年 月から	
		主な活動地域		
		会員数		
		活動目的		
		活動実績		
		事業年度	月 日 から 月 日 まで	
	平成27年度に補助・助成を受ける(予定を含む)補助金・助成金	※補助・助成を受ける(予定を含む)事業の名称、補助金・助成金の名称、金額		
連絡先	担当者	役職名		
		ふりがな		
		氏名		
	通知等 送付先	郵便番号		
		住所		
		電話番号	※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。	
		FAX番号		
メールアドレス	※確実に連絡可能なメールアドレスを記入してください。携帯電話は不可。			

以下の添付書類とともに提出します。

※提出の際に漏れが無いか、チェックしてください。書類は全てA4判の片面印刷とします。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 事業計画書(様式第2号) | <input type="checkbox"/> 最新の役員名簿 |
| <input type="checkbox"/> 収支予算書(様式第3号) ※積算内訳の分かる資料を含む | <input type="checkbox"/> 現年度の団体の事業計画書及び予算書 |
| <input type="checkbox"/> 団体の定款・規約・会則等 | <input type="checkbox"/> 前年度の団体の決算書 |
| <input type="checkbox"/> 団体を紹介した各種記事など(必要に応じてA4判3枚まで) | <input type="checkbox"/> 押印の確認 |

平成28年度山形県NPO活動促進補助事業
事業計画書

団体名

事業名													
事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで												
事業目的	・地域における課題とその背景、事業の目的												
事業内容	・具体的な事業内容(いつ、どこで、何を、どのように(誰を対象に)) ※公益性・独創性・先進性のある内容の場合は、その点についても記載してください。												
実施体制	・責任者、担当者、事業に従事するスタッフ数、協働相手、協働形態・具体的な内容												
スケジュール	・実施に向けたスケジュール <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">時期</td> <td style="text-align: center;">内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">・</td> <td></td> </tr> </table>	時期	内容	・		・		・		・		・	
時期	内容												
・													
・													
・													
・													
・													
事業効果	・どのような成果をあげられるか、具体的に記入してください。												
関連するこれまでの取組み	・これまでの取組みの成果・反省点とそれを踏まえた工夫の内容												
今後の展望	・今後、事業としてどのように成り立たせていくか												

※文字サイズは11ポイント以上とし、1ページ以内に収まるよう簡潔に記入してください。

(様式第3号)

平成28年度山形県NPO活動促進補助事業

収支予算書

団体名 _____

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	精算額(注1)	比較増減(注1)	摘 要
県 補 助 金				
当該事業による収入				
そ の 他 収 入				
自 己 資 金				
計				

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	精算額(注1)	比較増減(注1)	摘 要
計				

(注1)「精算額」及び「比較増減」の欄は記入不要です。

(注2)区分は、募集要項4(2)①の「補助対象経費」に基づき記入してください。

※ 収入及び支出の内訳(積算内容)の分かる資料を添付してください(様式任意)。

【記入例】

(山形県NPO活動促進補助事業)

やまがた社会貢献基金
平成28年度協働助成事業(一般型)企画提案書

募集要項5に規定される応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、企画提案書を提出します。

県政課題 (番号・課題名)		※自由提案部門の場合は記入不要 1 〇〇〇美化活動の持続可能な展開		募集要項を確認して、企画提案する県政課題テーマを記入すること(自由提案の場合は記入不要)
事業名		花の植栽で安全・安心なまちづくり支援活動		
事業費	総事業費	400,000	円	
	うち希望補助金額	300,000	円	
申請者 【団体概要】	ふりがな		おもいをつなぐやまがたしゃかいこうけんのかい	
	団体名		想いをつなぐやまがた社会貢献の会	
			<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 ←該当する方をチェックしてください。↓ 「やまがた社会貢献基金」の助成を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある (回) <input checked="" type="checkbox"/> ない	
	所在地	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇	
		住所	山形市松波〇-〇-〇	
	代表者	役職名	会長	
		ふりがな	やまがた たろう	
		氏名	山形 太郎	印
	活動開始年月		昭和・ 平成 10年 5月から	
	主な活動地域		山形市	
	会員数		30名	
	活動目的		美しい地域づくりと助けあいのまちづくりを目的に活動している	
活動実績		・歩道や公園への花の植栽 ・社会貢献活動を行う団体との交流及び人材の育成		
事業年度		4月1日 から 3月31日 まで		
平成27年度に補助・助成を受ける(予定を含む) 補助金・助成金		※補助・助成を受ける(予定を含む)事業の名称、補助金・助成金の名称、金額 ・地域花いっぱい活動、社会貢献活動助成金(〇〇財団)、200,000円		
連絡先	担当者	役職名	事務局長	
		ふりがな	こうけん はなこ	
		氏名	貢献 花子	提出書類の作成担当者など、今後、県からの連絡・問合せ等に対し、窓口になる方を記入すること。上記代表者と同じ場合も再度記入すること。
	通知等送付先	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇	
		住所	山形市緑町〇-〇-〇(事務局長自宅)	
		電話番号	※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
FAX番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
メールアドレス	※確実に連絡可能なメールアドレスを記入してください。携帯電話は不可。 〇〇〇@〇〇〇.jp			

以下の添付書類とともに提出します。

※提出の際に漏れが無いか、チェックしてください。書類は全てA4判の片面印刷とします。

- 事業計画書(様式第2号)
- 最新の役員名簿
- 収支予算書(様式第3号) ※積算内訳の分かる資料を含む
- 現年度の団体の事業計画書及び予算書
- 団体の定款・規約・会則等
- 前年度の団体の決算書
- 団体を紹介した各種記事など(必要に応じてA4判3枚まで)
- 押印の確認

【記入例】

(様式第2号)

内容は簡潔に記載すること。箇条書きやフォントの変化を付けることも可。

平成28年度山形県NPO活動促進補助事業

事業計画書

団体名 想いをつなぐやまがた社会貢献の会

事業名	花の植栽で安全・安心なまちづくり支援活動													
事業実施期間	事業採択決定日 から 平成28年12月31日 まで													
事業目的	<p>・地域における課題とその背景、事業の目的</p> <p>県内各地では、環境保全や美しい地域づくりを目的に、多くのボランティアによって歩道や公園等に花の植栽活動が行われています。植栽をすることで、ゴミのポイ捨てが減るばかりでなく、地域活動の活性化にもつながると思います。このことは、子どもから大人まで快適に安心して過ごせるまちづくりというテーマにも合致し、今後の活動を継続していく契機にもしたいと考え、提案するものです。</p>													
事業内容	<p>・具体的な事業内容(いつ、どこで、何を、どのように(誰を対象に))</p> <p>※公益性・独創性・先進性のある内容の場合は、その点についても記載してください。</p> <p>①花の植栽 6月から10月の期間中に月1回程度、〇〇地区で、地域住民・企業・学生にも参加を呼びかけて、歩道沿いに花の植栽活動を行います。</p> <p>②植栽活動の支援 9月中旬、山形市内の〇〇センターにて、植栽活動に取組みたい、技術を磨きたいという方を対象に、地域の現状を知り、市民が楽しく美化活動するための方法について話し合うワークショップを開催します。</p> <p>本事業は、自ら植栽活動を行うだけではなく、潜在的な人材である方々に呼びかけて活動に参加してもらい契機を提供する点に独創性があります。また、会員には農業関係者がいるため、花きの専門知識も共有でき、関係団体との協力・連携を深めることで、活動の新たな発展や継続が見込まれます。</p>													
実施体制	<p>・責任者、担当者、事業に従事するスタッフ数、協働相手、協働形態・具体的な内容</p> <p>責任者:会長 山形太郎 担当者:スタッフ 基金次郎 事業に従事するスタッフ数:10名 協働相手:〇〇市〇〇課〇〇係、山形県〇〇課〇〇係 協働形態・内容:ワークショップを県と共催で実施、実行委員会を構成</p>	<p>・企業や行政機関の場合は、担当の課係まで記入すること</p> <p>・協働の形態・内容が分かるように記載すること</p>												
スケジュール	<p>・実施に向けたスケジュール</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時期</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5月～</td> <td>関係者調整(植栽活動を行う場所の検討)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～10月～</td> <td>植栽活動</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7～8月～</td> <td>ワークショップ開催に向けて実施内容の検討、開催の案内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9月～</td> <td>ワークショップ開催</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月～</td> <td>事業まとめ</td> </tr> </tbody> </table>		時期	内容	5月～	関係者調整(植栽活動を行う場所の検討)	6～10月～	植栽活動	7～8月～	ワークショップ開催に向けて実施内容の検討、開催の案内	9月～	ワークショップ開催	11月～	事業まとめ
時期	内容													
5月～	関係者調整(植栽活動を行う場所の検討)													
6～10月～	植栽活動													
7～8月～	ワークショップ開催に向けて実施内容の検討、開催の案内													
9月～	ワークショップ開催													
11月～	事業まとめ													
事業効果	<p>・どのような成果をあげられるか、具体的に記入してください。</p> <p>多くの方々から植栽活動に参加していただき、地域をきれいにします。また、ワークショップを開催することで、活動に参加するきっかけづくりを行います。</p> <p>・植栽活動参加者 のべ〇〇人、ワークショップ参加者 のべ〇〇人</p>													
関連するこれまでの取組み	<p>・これまでの取組みの成果・反省点とそれを踏まえた工夫の内容</p> <p>地域の歩道や公園への植栽には団体設立時から取り組んでいますが、近年は、会員だけでなく、近隣企業や地域住民の参加も多くなってきました。より多くの方々から参加していただけよう、地元の大学生に対しても参加の呼びかけを行う予定です。</p>													
今後の展望	<p>・今後、事業としてどのように成り立たせていくか</p> <p>この事業で得たノウハウや活動資材、連携団体とのつながりを活かして、助成事業終了後も継続して事業を実施していく予定です。</p> <p>各イベント実施の際には、本会のPRを行い、支援者の獲得につなげます。</p>													

※文字サイズは11ポイント以上とし、1ページ以内に収まるよう簡潔に記入してください。

【記入例】

(様式第3号)

平成28年度山形県NPO活動促進補助事業 収支予算書

団体名 想いをつなぐやまがた社会貢献の会

1 収入の部 (単位:円)

区 分	予算額	精算額(注1)	比較増減(注1)	摘 要
県 補 助 金	300,000			
当該事業による収入	10,000			
そ の 他 収 入	0			
自 己 資 金	90,000			
計	400,000			

2 支出の部 (単位:円)

区 分	予算額	精算額(注1)	比較増減(注1)	摘 要
謝金	50,000			
旅費	20,000			
印刷製本費	10,000			
消耗品・材料購入費	250,000			
通信運搬費	5,000			
保険料	5,000			
使用料	10,000			
人件費	50,000			
計	400,000			

(注1)「精算額」及び「比較増減」の欄は記入不要です。

(注2)区分は、募集要項4①の「補助対象経費」に基づき記入してください。

※ 収入及び支出の内訳(積算内容)の分かる資料を添付してください(様式任意)。

【記入例】

(任意様式)

収入及び支出の内訳

団体名 想いをつなぐやまがた社会貢献の会

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	内訳
県 補 助 金	300,000	
当該事業による収入	10,000	花苗バザー販売 @50×200個
そ の 他 収 入	0	
自 己 資 金	90,000	
計	400,000	

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	内訳
謝金	50,000	花苗栽培の指導料 @50,000×1名
旅費	20,000	スタッフの交通費 @1,000×10月×2名
印刷製本費	10,000	成果報告用パネルの作成 8,000円 報告書作成 2,000円
消耗品・材料購入費	250,000	花苗ポット @10×5,000個=50,000円 花苗、種など一式 40,000円 園芸機材A@10,000×10個=100,000円 園芸機材B @20,000円×3個=60,000円
通信運搬費	5,000	事業及びイベント告知等 郵便切手 @82×50=4,100円 宅配 @900×1=900円
保険料	5,000	ワークショップイベント保険
使用料	10,000	運搬用トラック借上げ代(1台・1日)
人件費	50,000	機材運搬等に係る人件費 @5,000×10回=50,000円
計	400,000	

協働助成事業 Q&A

(補助対象事業)

Q 1 団体が継続的に実施している事業でも応募できますか。

A 1 応募できます。ただし、やまがた社会貢献基金協働助成事業（一般型）の県政課題部門に応募する場合はその事業が県政課題テーマに、協働助成事業（テーマ希望型）に応募する場合は寄付者希望テーマに適合していることが必要です。

Q 2 「過去にやまがた社会貢献基金の助成を受けた団体にとっては、同様の事業で2カ年度助成を受けた実績のある事業は応募できない」とありますが、どのような場合が該当しますか。

A 2 例えば、過去に実施した事業と内容が同じで、実施場所や対象者が異なる場合などが該当します。

Q 3 他の助成金に申請中又は申請予定の事業でも応募できますか。

A 3 ① 申請中又は申請予定の助成金が国、県又は市町村の事業である場合
応募することはできますが、やまがた社会貢献基金協働助成事業に採択され、かつ国等の事業でも助成が決定した場合は、やまがた社会貢献基金の助成を辞退していただきます。

② ①以外の民間企業や財団等の助成金の場合
応募することができます。ただし、その場合、「収支予算書」の収入の部に、当該助成金を計上してください。

Q 4 県外を主たる活動地域とする事業でも応募できますか。

A 4 応募できません。やまがた社会貢献基金は、社会や地域に貢献したいという“想い”を持った県民の皆さまからの寄付を地域や社会の課題解決に取り組む活動につなぐという趣旨で創設されたものであるため、応募できる事業は、県内で行われるものに限定しています。

(事業実施期間)

Q 5 いつから事業することができますか。

A 5 公開プレゼンテーション審査会における審査を経て、県が補助する事業を決定します。事業は、この採択決定日から実施することができます。なお、平成28年度は、5月ごろの採択決定を予定しています。また、事業は、平成29年2月28日までに終了していただきます。

(補助対象経費)

Q 6 (全般) 事務所の賃借料等の団体の運営上必要な経費は補助対象になりますか。

A 6 あくまでも、補助事業に直接必要な経費が対象となります。そのため、事務所の賃借料、光熱水費、インターネットプロバイダー利用料等の経費は補助対象となりません。

Q 7 (全般) 申請書類や報告書類の郵送費、補助金の申請・報告等についての個別相談のための交通費は補助対象になりますか。

A 7 事業実施に直接要する経費ではないため、補助対象となりません。

Q 8 (報償費) 団体の関係者(役員、会員、職員)が講師を務める場合に支払う謝礼金は、補助対象になりますか。

A 8 報償費の対象は、外部から招聘した講師にのみ認められます。団体の関係者が講師を務める場合は、人件費として補助対象となります。ただし、補助対象となる人件費は、補助金額の3割以内の額となります。

Q 9 (消耗品・材料購入費) パンフレットやチラシ等を自分たちで作成する場合、作成に必要な用紙やインクの購入費の経費区分は何になりますか。

A 9 消耗品・材料購入費に計上してください。

Q 10 (人件費) 職員の人件費は補助対象になりますか。

A 10 事業実施に直接要する経費が補助対象となります。そのため、当該事業に従事した時間分に限り、補助対象となります。ただし、その額は、補助金額の3割以内の額となります。

Q 11 (食糧費) 講師への昼食代は補助対象となりますか。

A 11 飲食代、飲料水購入費等は補助対象となりません。

Q 12 (収入) 参加料を徴収する予定ですが、その参加料収入はどう計上すればよいですか。

A 12 参加料収入や作成した印刷物の頒布収入、協賛金収入等が見込まれる場合は、「収支予算書」の収入の部に「当該事業による収入」として当該収入額を計上してください。

(補助対象団体)

Q13 社団法人や財団法人、学校法人、社会福祉法人は応募できますか。

A13 NPO法人や主として社会貢献活動を行う民間の団体に対象を絞っていますので、社団法人等は応募できません。

Q14 団体の設立から1年未満の場合でも、応募できますか。

A14 応募時と異なる名称で活動していた期間がある場合でも、団体の設立目的や活動内容などが同じで実質的に同じ組織とみなされる場合は、その活動期間も通算することができます。通算した結果、1年以上となる場合は、応募することができます。

(応募書類)

Q15 応募の時点で、前年度の決算が確定していない場合、いつの決算書を提出することになりますか。

A15 直近の決算書(前々年度のもの)を提出してください。また、補助事業として採択された場合は、交付申請書提出時に前年の決算書を提出していただくことになります。

(プレゼンテーション)

Q16 公開プレゼンテーション審査会では、パワーポイントを使うことはできますか。

A16 プレゼンテーションでは、Microsoftパワーポイント、windowsメディアプレイヤーを使用することができます。パソコン及びスクリーンは事務局が準備しますが、パソコンの操作は団体自らでお願いします。

(採択後の義務)

Q17 企画提案書が採択された場合、どのような事務手続きがでできますか。

A17 採択決定後に必要となる主な手続きは次のとおりです。

①補助金交付申請

②実績報告 ※事業実施に要した経費に係る領収書等を整理・保管しておいてください。

③情報誌への掲載情報の提供

④成果報告会への出席 ※実施した事業の成果を広く県民に報告